

マネジメントニュース

今月号のニュース

< 2007年の環境動向 >

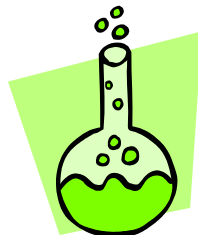
1. 中小企業に影響のある環境動向
2. 『REACH規則』とは

2007年の環境動向

中小企業に影響のある環境動向

(1) 化学物質関連

昨年は、EU発の「RoHS指令（有害物質の使用制限）」の施行により、国内の中小製造業にも少なからず影響があった年でした。今年も次のような化学物質に関連する動きが見られます。



PRTR法の見直し

PRTR法は化管法（特定の化学物質の環境への排出量等の把握及び管理の改善の促進に関する法律）の別名ですが、昨年12月に環境大臣の諮問機関である中央環境審議会で見直しに関する議論がスタートしました。

2007年7月をめどに、見直し案をまとめる予定です。

アスベスト新法の事業者負担開始

アスベスト新法とは、アスベスト（石綿）で健康被害を受けた人たちを救う制度で、「石綿による健康被害の救済に関する法律」のことです。2006年の3月に施行されています。

労災補償の対象外であるアスベスト健康被害者の救済金の原資として、2007年度より全国の企業とクボタなど4社の「特別事業主」が年間約74億円を拠出する見込みです。

EUでREACH規則が施行

EU（欧州連合）では、化学物質に関する新たな規制として「REACH規則」（新化学品規制）が2006年12月に承認され、今年（2

007年）の6月1日から施行される事になりました。

ある物質を年間1トン以上製造もしくは輸入する企業は、その物質の安全性データを2008年に新設される欧州化学品庁に登録（提出）するなどの義務を負います。（詳細は後述）

(2) 廃棄物・リサイクル関連

廃棄物・リサイクル関連では、各種法令の内容を見直しが行われます。

容器リサイクル法改正と見直し

容器包装リサイクル法が、2006年6月に改正され、2007年4月より施行となります。今回の改正では、国・地方公共団体・事業者・消費者等全ての関係者の協働の下、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を効果的に推進すること等を目的としています。

また、包装分別促進などに貢献した市町村に対し、資金を提供する仕組みを盛り込む議論も始まっています。



家電リサイクル法の見直し

家電のリサイクル費用の徴収時期を、商品購入時にするか、廃棄時にするかで政府と産業界が対立・中断していた議論も、2006年12月に再開されました。

しかし2007年6月までの議論延長となり、2008年度での法案成立を目指します。

食品リサイクル法の見直し

業種別の「リサイクル率目標値」などを盛り込むことを目指し、改正を行います。現在は、「食品リサイクル基本方針」の報告案を公表し、2007年1月26日まで一般より意見を募集しています。

詳細は農林水産省ホームページのパブリック・コメント参照

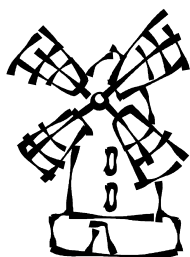
http://www.maff.go.jp/pub_comment.html

廃棄物処理法の区分見直し

市町村での処理が難しい『廃木製パレット』などの木くずの区分を、事業系一般廃棄物から産業廃棄物への見直しを行う議論が2006年7月にスタートしています。環境省では、2007年3月までに結論をまとめる意向です。

(3) エネルギー・温暖化対策関連

京都議定書の第1約束期間(2008年)まで、あと1年と迫った2007年は、地球温暖化対策強化の年となりそうです。



京都議定書目標達成計画の見直し

2006年11月に経済産業大臣の諮問機関である産業機構審議会と、環境大臣の諮問機関である中央環境審議会が合同で見直しを開始しています。

企業の自主目標引き上げも含め、2008年3月には新・目標計画の閣議決定を予定しています。

『REACH規則』とは

(1) 「REACH規則」の概要

先にも一部触れましたが、「REACH規則」とは、EU内で製品を製造又は輸入する企業は、取り扱う化学物質が安全であるというデータを、欧州化学品庁に登録する義務を負うという規則です。

「REACH」とは欧州化学物質規制の略で、その主旨は化学物質を使用、生産する際に、人の健康と環境にもたらず 悪影響を最小化することです。

また、上記登録には用途ごとの登録が求められている為、製品メーカーだけでなく、原料の製造企業、その他の中間企業が情報伝達の義務を負います。結果的には、日本国内の大半の製造業が、何らかの「REACH規則」に対する対応を迫られるのではないのでしょうか。

(2) 「REACH規則」の特徴

「REACH規則」の特徴を、以下の5つに大別してみました。

EUでの化学物質規制の統合

EUでは、これまで化学物質を「既存物質」と「新規物質」とに分類して、二重のテスト体制が敷かれていました。その為、複雑な化学物質の規制体制が出来上がっていましたが、今回の「REACH規則」では、その体制をシンプルなものにしています。

既存化学物質に対する規制

今までの規制では、既存化学物質の安全性評価が十分に行なわれないという問題がありました。今回の規則では既存化学物質の管理が始まり、その対象は3万種類以上とされています。

調剤や成形品も規制対象

「化学物質原材料」だけでなく、調剤や成形品等も特定条件を満たすと、すべて規制対象となります。この結果、化学物質を生産する企業のみでなく調合して化学品を生産する企業も規制対象となることとなります。例えばプリンターや芳香剤といった放出する物質があるものの登録も必要となります。

高度なリスク管理で費用の増大

有害性が高く、生産・輸入量が多い物質ほど要求されるデータが多く、試験費用は1物質当たり数千万～数億円に達するという試算も出ています。

ITシステムの活用

「REACH規則」の適用にあたり、加盟国のすべての企業が活用できるデータベースシステムの構築が進められています。膨大な情報の検索や、複雑な手続きの緩和などを支援する事になる仕組みを開発中です。

(出典：日経エコロジー)

内部監査員養成講座開催のお知らせ

ISO9001 2月21日(水)、22日(木)

詳細は当社までお問い合わせ下さい。

株式会社マネジメントセンター

セミナー受付窓口(担当：大槻)

TEL029-246-4671

FAX029-246-4672

e-mail office2@isommc.com

㈱マネジメントセンターへの、
ご意見、ご質問をFAX又はメールで
お寄せ下さい!

FAX: 029-246-4672

Mail: info@isommc.com